

## 市川市社会福祉法人保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、保育士の就業継続及び離職防止を図るため、市内において保育所等を運営する社会福祉法人に対し、予算の範囲内において、市川市社会福祉法人保育士宿舎借上げ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和52年条例第30号。以下「条例」という。）及び市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和52年規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の18第1項の登録を受けた者であること。
- (2) 保育所等 法第35条第4項の認可を得て設置した保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）第29条に規定する小規模保育事業所A型、同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業所B型若しくは同条例第34条第1項に規定する小規模保育事業所C型であって、市内に所在する施設をいう。
- (3) 保育士宿舎 保育所等に勤務する保育士を居住させるための家屋（当該家屋の所有者が当該保育所等を運営する者の役員その他市長が当該保育所等を運営する者と密接な関係を有すると認める者であるものを除く。）であって、原則として市内に所在するものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、保育所等を運営する社会福祉法人とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が賃貸借契約に基づき保育士宿舎を借り上げる事業とする。

2 前項の保育士宿舎は、次に掲げる要件を満たす保育士を入居させるものでなければならない。

(1) 保育所等を運営する社会福祉法人と労働契約（期間の定めのある労働契約にあっては、労働時間が1日につき6時間以上であり、かつ、労働日数が1月につき20日以上であるものに限る。）を締結した日から起算して10年（次のいずれにも該当する場合にあっては、5年）以内の者（保育所等を運営する社会福祉法人が平成24年度以前に借り上げた保育士宿舎に入居している者を除く。）であること。

ア 直近の2年度の4月1日時点における本市の待機児童数が連続して50人未満である場合

イ 直近の2年度の1月の職業安定業務統計において、市域を管轄する公共職業安定所の保育士の有効求人倍率が連続して全国平均を超えていない場合

(2) 保育所等を運営する社会福祉法人から住宅手当その他これに類する手当を受けていないこと。

(3) 保育所等を運営する社会福祉法人の役員その他市長が当該保育所等を運営する社会福祉法人と密接な関係を有すると認める者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費の合計額とする。

(1) 補助対象事業の実施に要する賃借料、共益費（管理費）、礼金及び更新料（以下「賃借料等」という。）

(2) その他市長が補助対象事業のために必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費（補助対象者が賃借料等の一部を保育士

に負担させている場合には、補助対象経費から当該保育士が負担している額を控除して得た額とし、保育士の保育士宿舎への入居の日又は保育士宿舎からの退去の日が月の中途である場合（保育士の保育士宿舎に係る賃貸借契約の更新により月の途中において当該保育士が負担している額が変更となった場合を含む。）には、当該月分の補助対象経費については、日割りにより計算して得た額とする。）に4分の3を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1戸につき月額75,000円を限度とする。

（交付の申請に係る添付書類等）

第7条 条例第2条第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市川市社会福祉法人保育士宿舎借上げ支援事業計画書（様式第1号）
- (2) 市川市社会福祉法人保育士宿舎借上げ支援事業収支予算書（様式第2号）
- (3) 補助対象事業に係る保育士宿舎（以下「補助対象宿舎」という。）の借上げに係る賃貸借契約書の写し
- (4) 補助対象宿舎の所在地が市外である場合には、市外宿舎理由書（様式第3号）
- (5) 本人負担額確認書（様式第4号。以下「確認書」という。）
- (6) 雇用証明書（様式第5号。以下「証明書」という。）
- (7) 保育士宿舎に居住する保育士に係る法第18条の18第3項に規定する保育士登録証（以下「登録証」という。）の写し
- (8) 誓約書（様式第6号）
- (9) 保育士宿舎に居住する保育士の住民票（規則第2条に規定する申請書を提出する日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 規則第2条に規定する申請書の提出期限は、毎年1月31日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い月曜日）までとする。

(交付の条件)

第8条 規則第3条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象宿舎は、補助金の交付の決定を受けた日から同日の属する年度の末日までの間において、第4条第2項各号に掲げる要件を満たす保育士が居住していたものであること。
- (2) 補助金の交付決定後に補助対象者の責めに帰すべき理由により、補助対象宿舎に係る賃貸借契約を解除した場合又は当該補助対象宿舎から保育士が退去した場合は、その旨を速やかに市長に報告すること。
- (3) 前2号の条件に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。この場合において、市長の求めに応じ、既に交付した補助金の全部又は一部を返還すること。

(実績報告)

第9条 規則第5条に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市川市社会福祉法人保育士宿舎借上げ支援事業実績報告内訳書（様式第7号）
- (2) 補助対象宿舎の借上げに係る契約書の写し
- (3) 確認書
- (4) 証明書
- (5) 登録証の写し
- (6) 保育士宿舎に居住する保育士の給与明細書の写し
- (7) 保育士宿舎に居住する保育士の住民票（規則第5条に規定する実績報告書を提出する日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し
- (8) 補助対象事業の実施に要する費用の支払を証する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の精算)

第10条 規則第4条の規定により補助金の概算払を受けた者は、規則第6条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに、当該額の

確定に基づく補助金の精算をしなければならない。

(国等による補助との調整)

第11条 規則第2条の申請書を提出した者が補助対象経費について国、他の地方公共団体若しくは独立行政法人又はこれらの者から委託を受けた者による補助を受けることができ、又は受けたことがあるときは、その限度において、補助金の交付は行わない。

(帳簿等の整備)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成31年1月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の市川市社会福法人保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以後に交付の申請のあった市川市社会福法人保育士宿舎借上げ支援事業補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった市川市社会福法人保育士宿舎借上げ支援事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は、令和元年度から引き続き市川市社会福祉法人保育士宿舎借上げ支援事業補助金の交付を受ける者に対する同要綱第6条の規定の適用については、同条ただし書中「75,000円」とあるのは、「82,000円」とする。